

(別紙1)貸付限度額一覧

(令和8年4月1日)

資金種類	母子家庭の母	母子家庭の児童	父子家庭の父	父子家庭の児童	専業主婦が扶養する子	父母のいない児童	母子・父子団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率
始事業資金開	○		○		○		○	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,720,000円		1 年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
								母子・父子団体の場合	5,580,000円				
続事業資金継	○		○		○		○	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,860,000円		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
								母子・父子団体の場合	1,860,000円				
修学資金		○		○		○	○	別表1及び別表2の通り (注1)高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなかった場合、所定の額に児童扶養手当の額を加算した額。 (注2)日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。 (注3)日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料若しくは大学金の減免を受けた場合、その相当額について当該支給又は減免を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 (専修学校(一般課程)5年以内)	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする(連帯保証人は不要)。 ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。	
技能金習得	○		○		○			【一般】 月額 68,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
								【特別】 一括 816,000円					
								自動車運転免許を取得する場合 460,000円					
修業資金		○		○		○	○	月額 68,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	※修学資金と同様
								高校3年時在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を取得する場合 460,000円					
								(注)修業施設で知識、技能を習得するの児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなかった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額					
就職支度資金	○	○	○	○	○		○	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	【一般】 110,000円		1 年	6年以内	※親に貸付ける場合 (保証人有)無利子 (保証人無)年1.0% (子に係るもの)無利子 ※児童に貸付ける場合 無利子(親等を連帯保証人とする)
								【特別】 通勤のための自動車購入の場合 340,000円					

(別紙1)貸付限度額一覧

(令和8年4月1日)

資金種類	母子家庭の母	母子家庭の児童	父子家庭の父	父子家庭の児童	寡婦が扶養する子	父母のいない児童	母子・父子団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率
医療金介護	○	○	○	○	○			医療(当該医療を受ける期間が1年以内と見込まれる場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療一般】 340,000円 【医療特別】 特に経済的に困難な事情にある場合 510,000円		医療又は介護終了後6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
	○		○	○				介護(当該は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合に限る)を受けるために必要な資金	【介護】 500,000円				
	○		○	○									
生活資金	○		○	○				知識技能を習得している間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 141,000円 特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】 423,000円 生計中心者でない場合 月額 79,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0% ※養育費取得のための裁判費用の場合(12月相当)は、保証人無の場合も48万円以内は無利子(生活安定貸付期間に係る貸付けの無利子範囲額の累計が96万円を超えない範囲に限る。)
	○		○	○				医療又は介護を受けている間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 118,000円 特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】 354,000円 生計中心者でない場合 月額 79,000円	医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療若しくは介護期間満了後6ヶ月	(医療又は介護)5年以内	
	○		○					母子家庭又は父子家庭になって7年未満の者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	生活安定期間中 月額 118,000円 特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】 354,000円 (総額 2,832,000円以内) 生計中心者でない場合 月額 79,000円 養育費取得のための裁判費用の場合(12月相当) 1,416,000円		生活安定貸付期間満了後6ヶ月	(生活安定貸付)8年以内	
	○		○	○				失業している期間中離職の日から一年を超えない範囲の間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 118,000円 特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】 354,000円 生計中心者でない場合 月額 79,000円	離職した日の翌日から1年以内	失業貸付期間満了後6ヶ月	(失業)5年以内	
	○		○					児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金(児童扶養手当を受給している者は除く)	児童扶養手当の支給額 月額 48,050円	原則3か月以内	貸付期間満了後6ヶ月	10年以内	
	○		○	○				住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 (特別)7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
	○		○	○				住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%

資金種類	母子家庭の母	母子家庭の児童	父子家庭の父	父子家庭の児童	寡婦	寡婦が扶養する子	父母のいない児童	母子・父子団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率		
就学 支度資金	○	○	○	○	○	○	○		就学、修業するために直接に必要な被服等の購入に必要な資金及び大学等受験料	小学校(所得税非課税世帯)		中学校卒業後6ヶ月	20年以内 (専修学校(一般課程)5年以内)	※修学資金と同様		
										91,600円						
										中学校(所得税非課税世帯)					当該学校卒業後6ヶ月	
										101,000円						
										国公立の高等学校又は専修学校(高等課程、一般課程)、私立の専修学校(一般課程)						
										自宅から通学するもの						150,000円
										自宅外から通学するもの						160,000円
										私立の高等学校又は専修学校(高等課程)						
										自宅から通学するもの						410,000円
										自宅外から通学するもの						420,000円
										国公立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程又は専攻科)						
										自宅から通学するもの						420,000円
										自宅外から通学するもの		430,000円				
										私立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程又は専攻科)						
										自宅から通学するもの		580,000円				
										自宅外から通学するもの		590,000円				
										修業施設		知識技能習得後6ヶ月				
										中学校卒業者が当該施設に入所する場合					5年以内	
										自宅から通学するもの						150,000円
										自宅外から通学するもの					160,000円	
										高等学校卒業者が当該施設に入所する場合						
										自宅から通学するもの						272,000円
										自宅外から通学するもの					282,000円	
										(注1)大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。						
(注2)日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学費支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料等しくは入学金の減免を受けた場合、その相当額について当該支給又は減免を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。																
資結金婚	○	○	○	○				母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	340,000円		6ヶ月		5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%		